

機関誌「関西労災職業病」 500号記念に寄せて

機関誌「関西労災職業病」が1973年10月15日発行の1号から数えて500号となった。初期から機関誌の変遷を知るメンバーが、これまでを振り返る。

機関誌で会員組合・組合員との キャッチボールを

事務局 中村 猛

創刊当時のものと 現在を比較してみると

半年ほど前だろうか、偶然に「関西労災職業病」の創刊当時のものを見る機会があった。手書きで手作り感がプンプンするものだった。私も労働組合の役員だった頃、ヤスリに鉄筆で原稿を書いていた思い出がある。鉛筆で書ける方式が登場した時にはどんなに嬉しかったか。印刷、コピー技術の進展は目を見張るものがある。手書きには手書きの良さがあるが今の便利さには到底代えがたい。

そこに私たちがいた会社のなかで少数で闘う活動家たちが『〇〇労働組合を強くする会』を結成しました」というお知らせ

が出ていた。私が書いた記事か……？

当時の「関西労災職業病」は労働組合の多くの投稿と事務局の文章で構成されていたようだ。

私はそれから30年近くも経った2004年に、会社を定年退職してセンターの一員になった。その間「関西労災職業病」は出され続け、ついに500回ということだ。年間12号ずつ出して40年。本当に「ご苦労さん」である。

この間に機関誌がどのように変わったかを点検する作業は余り行われなかったように思う。センターの事務局の中でも創刊の頃を知るのは私だけになった。

私がセンターに入って最初に手がけた仕事はクボタの石綿被害であった。その後、

はつりじん肺の裁判準備が始まった。センターの専従者の仕事はこうした日常の事件処理(?)に負われている。

そして自分たちの活動を少しでも会員に知ってもらおうと、セッセと「関西労災職業病」記事を生産している。

機関誌の役割、外向きと内向きに

機関誌の役割には内向きと外向きの二つがある。

内向けには、毎月機関誌を出す作業によって、月単位で自分たちの仕事を整理して、メリハリを付けることである。

外向けには、事務局の仕事を多くの会員・組合員に伝えて理解してもらうことと、労働安全に関する情報を広報することである。

中でも労働安全に関する情報を知らせることは極めて重要である。しかし、それは一方的に情報を送り続けることではないと思う。

問題はいかにして私たちが生産した情報が読まれ、職場で活かされているかである。人というものは自分自身に関する情報には関心を持つが、知らない人の情報には関心を示さないものである。「記事を一番よく読むのは、書いた本人である」というのは、よく言われることである。自分が書いたものの次に読むのは、自分が知っている人に関する情報である。500号の記事の内、何%が読まれたか?書く側が何時も気にしなければならない点であり、これこそが機関誌が担わなければならない使命である。

現在、事務局が書いた記事だけで機関誌が作られているのはいささか問題だと思う。できれば機関誌を通じて会員組合・組合員と事務局とのキャッチボールができれば、もっと読まれるし、読まれればそれだけ機関誌は生きてくると思う。

その機関誌の中での私の役割は、主に韓国の状況を紹介することになっている。毎月の機関誌の何割かを韓国情報が占めている。韓国の労働事情、とりわけ安全に関して関心のある人には読み応えがあるものだと自負している。が、それで会員・組合員とのキャッチボールができていくかについてはまったく自信がない。幾ら「読んでくださいーい」と叫んでも、関心のない人にはうるさいだけであろう。何故か?現在の日本の労働組合において、安全に関する関心が薄れてきているという現実を目を向けざるを得ない。

機関誌を通じた専門家集団と労働組合のコーディネート

最近「労働の科学」の熊谷先生の論文「産業保険の仕事に携わってー印刷労働者の胆管がん事件」を読む機会があった。SANYO-CYPの胆管がん事件のことで、我がセンターが関わって解決した事件である。

少し長くなるが引用する。

1996年に最初の胆管がん患者が発生し、その15年後の2011年に私に相談があった。この間に12人の胆管がん患者が発生

しているが、この問題が解決するチャンスが何度かあった。——1997年——会社のミーティングで、ある方が「有機溶剤が原因ではないか」と言ったが、社長から「証拠もないのにそんなことを言うな」ときつく怒られている。次は2001年にAさんが——職場の環境改善を上司に強く訴えたが、会社は何もしなかった。——3回目は2006年の健康診断でBさんに肝機能障害が見つかり、有機溶剤を使用しない部署に異動すると改善したため、「有機溶剤使用が原因と考えられる」との医師の診断書が出た時であるが、やはり会社は何もしていない。——4回目のチャンスは2009年にAさんが胆管がんを発症した時で、大学病院で医師に「同じ職場で4人が同じ病気で亡くなっており、原因は仕事で使用した有機溶剤だと思う」と訴えたが、「因果関係を証明するのは難しい」と言われてしまう。——5回目はAさんが亡くなった2010年で、父親が労働基準監督署に有機溶剤と病気の関連を相談したが、「証明は困難」とのことで、何もしてくれなかった。——最終的にAさんの友人が元従業員から情報を集め、2011年に関西労働者安全センターに相談したことから、問題解決に向かって進み始める。

引用した文章に登場するのは、被害者である従業員と家族、上司、社長、健康診断をして診断書を書いた医師、大学病院の医師、そして労働基準監督署の監督官、最後は関西労働者安全センターである。

この甚大な職業病を防ぐために、それぞ

れの登場者が、何をしたか、何をしなかったか、何をすべきであったか、について、私が一々述べる必要はないだろう。私がどうしても問題にしたいのは、ここに登場すべきであるのに登場しなかったもの、すなわち『労働組合』である。この経過の中の1～5までの局面局面に労働組合が登場していれば、この事件の展開がどれ程変わったであろうかと思うと、残念でならない。

今後、このような職業病をなくすためには、ここに登場するような労働者と家族、経営者と企業、医師、環境・健康問題の専門家、監督官庁、そして労働組合が、それぞれの役割をきちんと果たし、相互の交流を活発化することを期待したい。中でも労働組合の奮起に期待したい。そのコーディネーターとして、我がセンターが果たす役割は大きいということをこの事件は教えてくれていると思う。

今日のテーマに沿って言えば、機関誌「関西労災職業病」の役割は極めて大きく、501号以降の機関誌を通しての会員組合・組合員とのキャッチボールを活発化することを心から期待したい。



「関西労災職業病」からたどる 個人的な安全センターの経験

事務局 西野 方庸

私が関西労働者安全センターの事務所に出入りをするようになったのが1976年から、数えてみると43年経ったことになる。機関誌のバックナンバーをたどってみると、79年ぐらいから私の書いた文字が混じってくる（当時の機関誌は表紙以外手書きだった）。正式に安全センターの事務局員になったのは81年だから、そこから数えても38年だ。

というわけで、「関西労災職業病」500号のうちの相当な号数に関わっていることになる。安全センターの歴史から教訓や課題を引き出したりすることはできないが、少し個人的な関わりの話を以下に書くことにする。

初めての原発被ばく労災 岩佐さんの労災審査請求

「来週水曜日の午後7時から阪大病院で会議をやるから来て…」

1975年の年末ごろ、学生だった私は、ある労災裁判の支援に加わり、会議日程を覚えてもらった。いちおう理学部の学生だった私は、「科学の階級性」なんていう言葉に象徴されるような論に一端の関心

を持ち、現実には起こっている問題に関わろうとしていた。その労災裁判というのは、大阪万博の70年に稼働して間もない日本原電敦賀原発での作業中に放射線被ばくをした岩佐訴訟だ。

環状線の福島駅で降りて、巨大な阪大病院の建物に入り、指定されたフロアにたどり着く。廊下に並んでいる部屋のプレートから「第〇会議室」を探すのだがなかなか見つからない。「第〇カンファレンス」がその会議室のことを指すのだと気がついたのは少し時間がたってからだった。

会議室に入ってみると、参加者は私をさそってくれた学生のKさんを含めて4人、私を入れてもわずか5人の打合せだった。理屈を戦わせることがあっても、会合といえば「その他の参加者」が常であった私にとって、なにか抜き差しならぬ立場になるような気がして、議題になっていたその後の行動に感じた少なからぬ戸惑いを覚えている。

すでに岩佐嘉寿幸さんの被ばく問題は、国会でも取り上げられ、当時の科学技術庁に設けられた調査委員会は、「被ばくはなかった」という報告をまとめて幕引きをはかり、舞台は裁判所に引き継がれたばかり

関西
労災・職業病

第 1
73.10.15

労働者闘争
活動家関西ブロック

関西労働者
安全センター

機関誌発行にあたって

編集部

現在、関西におきましては、三豊工業、国鉄新幹線保線所、ゼネラル、全港湾をはじめとする戦後的労働組合の闘い、京浜じん肺同盟、頸肩痛症候群を闘う会などの被害者の闘い、尻無川工事労働者連帯会をはじめとする遺族の闘い、さらにこれらの闘いを受け、共闘する医療従事者、専門技術者・学生の闘いなど数多くの闘いが展開されている。

昨年十一月、高槻市において開催された「労災・職業病を闘う活動家関西集會」を契機に、これら個別の闘いを地域的闘いへ、地域の闘いを全国的な闘いへと、共闘を拡大する努力が活動家の方々によって精力的にくりひろげられてきました。そして、北摂、阪神、南大阪など地域でセンター設立をすすめるとともに、九月二十二日の京大集會において、私たちは「関西労働者安全センター」を全関西のセンターとして設立を確認しました。

労働災害・職業病の激化とともに、これへの闘いも又、単産のいかんを問わず一般化しています。しかし、闘いの一般化につれて、闘いを「健康を守る運動」「補償要求の闘いに限る」などの被害の発生を無視した、鬼門扱いにする右寄りの誤りも又、表

面化しています。

「関西労災・職業病」はこれらの偏向を排し、各職場、各地域での闘いを交流し、一つの断片的な闘いの潮流をつくりあげることを目的として発行するものです。

全関西、全国の労働者、活動家、専門技術者、学生の方々から御協力を心からお願いたします。

第二回「労災・職業病を闘う活動家関西集會」

活動家関西集會

日時 十一月十八日(日) 午前十時～午後六時
場所 京都大学 法経第一教室(総会)
土木総合会館ほか(分科会)

参加費 五百円(パンフレット料を含む)

分科会の内容

第一分科会 労働運動としての労災・職業病闘争

第二分科会 公害闘争と労働運動

第三分科会 研究者・技術者・学生と労災・職業病闘争

主催 関西労働者安全センター

大阪北摂地評労災職業病対策会議

共催 全三豊工業労組・国鉄新幹線大阪保線所分會・尻無川工事労働者連帯会・尼崎労働者健康協議会ほか

↓労働災害を闘う活動家関西ブロック

高槻市北紫町2-1 全専売労組内

北摂労働者職業病対策委員会 費田正義

尼崎市瓦宮裏一丁目一三 阪神衛生協内

労働者健康協議会発行 藤井新造

関西労災職業病 1973 年 10 月 15 日発行第 1 号

安全センター発足の背景となった労災職業病の取り組みは、この第 1 号に「労災・職業病を闘う - シリーズ No. 1」として紹介されている。全港湾沿岸南支部安全衛生

委員会、大阪北摂地区労災職業病対策会議、尼崎労働者健康協議会は、様々な職場での取り組みを組織として推進し、安全センター発足へとつなげていた。また第 1 号

はさっそく「労働と病気」という連載記事を開始し、初回は頸肩腕障害が取り上げられている。

そして第1号の2頁には、「関西労働者安全センター結成さる！」と同年9月22日に京都大学で開かれた討論集会で設立を報じている。当時の職場や地域での労災職業病、反公害の闘いと、技術者や研究者などの専門家の共闘を進めるためにセンターができたのだった。

「現在の科学は確実に支配体制の矛盾をかくし、労働者人民の闘争を混乱させ、闘いを自らの手中に収めるために最大限に運用されていることは、水俣病や三池災害闘争をあげるまでもなく、私たちは、日常の闘いの中でイヤというほど体験しています。」

「センターの任務は何よりも、労働災害・職業病の根源を除去する労働者の闘いを支援し、共闘することを第一義とします。そしてさらに、職場での環境調査、災害認定、被災者の生活補償など労働者の要求に応えきろうとするものです。」

報告記事を読むと、当時の京阪神各地の職場の取り組みと、京都大学での毒物垂れ流し問題をめぐる学生の取り組み等を結び付けて、労災職業病闘争の飛躍的な拡大を目指していたことがこの文言からだけでもよく分かる。また、安全センターの立ち位置が、当時も今もあまり変わっていないこともよくわかる。

医療拠点の開設とフィールド合宿

20年続いた学生と労働者の交流

76年4月から安全センターに事務局を置いた「岩佐労災支援共闘会議」は、その後「原子力労災編集会議」と名称をあらため、岩佐さんの労災審査請求支援から、原発での被ばく労働を中心とした活動を進めた。私はその事務局員として安全センターの事務所に通うようになり、やがて「関西労災職業病」の編集も手伝うようになる。

当時の安全センターの活動は、現場で起きている個々の職業病の労災認定問題への取り組みに日常の多くの時間を費やし、労災保険法や労働安全衛生法の改悪阻止の取り組みにも力を入れ、多くの成果を得ていた。

また、労災職業病闘争の拠点としての医療機関の設立が必要と、76年には港区弁天町に南大阪労働者診療所（松浦診療所）を設立、安全センターの運動のもう一つの拠点として活動を始めた。医療機関の拠点ができたという意味は大きく、とりわけても労災職業病問題に関心を寄せる医師や医学生には全国的にも注目されることとなる。

診療所の設立準備会段階であった75年から「南大阪労働フィールド合宿」という取り組みを開始している。医学生を中心とした学生が、夏休みが始まった7月なかば頃に集まり、2～3泊の日程で、労災職業病の闘いを進める労働組合等を訪問、交流するというものだ。受け入れたのは、当時労災職業病の取り組みに力を入れていた全

港湾、総評全金、国労新幹線などの労働組合が主なものだった。

この取り組みは結構学生の間で人気があり、毎年 50 名程度の参加があった。学生が労働組合に時間を割いてもらって交流するという結構な手間を要する企画なので、準備段階から実行委員会を構成する関西の学生サークルのメンバーが事前の調整を行うことになる。私は 77 年の第 2 回から実行委員会に加わって毎年準備を進めることになる。

当時の安全センターの事務局員や診療所の医師らもほとんどが 20 代、私も現役学生なので準備作業は意外にたやすく進んだ。50 人もいる参加者を 10 ほどの班に振り分け、2 日間の訪問日程を作る。あらかじめ準備をしたとはいえ、受け入れ労働組合に趣旨が十分に理解されていなかったり、学生側の不手際などというのもあった。ただ、受け入れ労働組合に言えることだが、こんな機会がなければ出会うことのない医学生らに、自らの職場の課題を説明するというのは得難い経験だということがある。少々の不手際があっても、相手は学生さんであり、どの労働組合もうまく対応してもらった。

学生の側はというと、「学ぶ」姿勢は慣れているうえに、こんな機会がなければ生涯見ることのない労働現場の状況に接するわけで、無駄な経験になるわけがない。

このフィールド合宿の取り組みはその後も長く続き、労働者住民医療機関連絡会議ができた 82 年には、大阪の取り組みにならって高知、神奈川、大分もあわせ全国 4

か所で開催、合計 100 人以上の医学生が参加する大イベントとなった。「関西労災職業病」のバックナンバーを調べると、大阪のフィールド合宿は 90 年代半ばまで計 20 回を数えて開催されたことになる。

もちろんこのフィールド合宿に参加した学生は、その後医療の現場はもちろん、色々な立場で労災職業病問題との関わりが続いている人がたくさんいる。

労災職業病闘争の積み重ね 記録としての「関西労災職業病」

労働安全衛生法や労働者災害補償保険法のような法制度の歴史をみても、被災労働者の数々の犠牲や職場での闘いの積み重ねの結果として改正が行われ、新たな条文が付け加えられている。関西労働者安全センターの歴史も諸先輩が作り上げてきた労災職業病闘争の成果の上に築き上げられているといえる。それはささやかなものかもしれないが、過去の機関誌を読み返してみて、あらためてそう思う。

これからの時代に、「労災職業病の根源を絶つ」取り組みをどのように継承させ、成果を積み重ねていくのか、500 号の記録に何かのヒントを見いだす人がいるかもしれない。そうした意味でも、「関西労災職業病」はさらに号を重ねていきたいものだ。



死ぬまで元気です



Vol.14 右田 孝雄

こんにちは、中皮腫サポートキャラバン隊で日々日本中を駆け回りながら、二週間に1度投薬してきましたオブジーボだったのですが、16回目にしてまさかの中断となってしまいました。主な腫瘍が3ヶ所にあるのですが、そのうち2つが僅かですが増大しているということで、急遽以前奏功していたアリムタ単剤の再開ということになりました。私は実はこのことはかなり前から懸念していたんです。何故かというと、昨年2月から始めたアリムタ単剤の投薬でしたが、昨年8月にオブジーボが承認されると同時に間髪入れずにそちらに変更になったんです。でも、アリムタの効果の残ったままオブジーボを入れたのでここ数ヶ月間、実はこの奏功はオブジーボではなくてアリムタではないのかと。そのことがここに来て証明された訳ですね。

ということで、アリムタに方向転換となり早速胸やけや胃もたれの副作用に悩まされているところなんです、そんな中で先日省庁交渉に行ってきました。

体調の悪い中でもしっかり患者として訴えるべきことを言おうと、いざ第一衆議院議員会館へ。会場には全国から100人を超える患者さんやご家族、ご遺族、そして支援者の方々が集まり開催前から熱気を感じることができました。

今年は最前列には座らないと思っていたのですが、プロジェクトメンバーということも

あり松島副会長から勧められ栗田さんの横に陣取りました。向かい合わせに厚労省・環境省の役人が前に座ると、緊迫した3時間の交渉が始まりました。最初は中皮腫の標準治療について、患者さんから次々に思いの丈が切実に訴えられました。役人の表情もさすがに神妙な面持ちで、言葉一つひとつを選んで回答されていたように思えました。私も何ヶ所かで発言しようと思っておりましたが、他の患者さんの熱い思いを言うて欲しいのでお任せすることに。AMEDやMSI検査などへの案内など話されましたが、少しずつ前に進んでいる気がしました。ただこれをより一層スピードに乗せられるかは、今後の私たちの動き次第でしょうね。その後も、救済法の改正など次々と各項目について時間の足りないくらいの議論が交わされました。もちろん、この場では簡単に決まる訳ではありませんが、こちらの言い分はしっかり届いたと思いました。

今年は昨年と違って、私や栗田さんなど昨年に出た患者は言うことがないくらい、他の患者さんやご家族が熱い思いを訴えられたように見えました。熱い3時間が終わった後の会場には、ある意味の満足感が漂っていた感じがしました。

この3時間が、後々実を結ぶことを願って今後の活動に繋げていきたいと思います。

アスベスト特有のがん「中皮腫」胸膜中皮腫だけでなく、 腹膜など他部位の中皮腫にも オプジーボが使えるようにしてほしい！

本誌に「死ぬまで元気です」を連載している右田孝雄さんが共同代表を務める「中皮腫サポートキャラバン隊」が署名運動を開始しました。

インターネットに接続できる方は、是非、「みぎくりハウス」検索 で、<https://asbesto.jp/>にアクセスして、標記のネット署名にご協力ください。パソコン、スマホどちらでも可能です。

接続環境にない方は、今月号に同封の署名用紙にご記入いただき、署名用紙記載の番号まで FAXいただくか、郵送ください。

<署名運動の趣旨>

「胸膜中皮腫のセカンドラインの治療薬として、昨年、ニボルマブ（オプジーボ）が保険適用薬として使用されるようになりました。

一方、胸膜中皮腫以外の腹膜等の中皮腫（腹膜、心膜、精巣鞘膜）の患者は非該当とされたままです。

腹膜等の中皮腫患者は、胸膜中皮腫に準じる治療を受けています。

私達は、腹膜等の中皮腫患者にも胸膜中皮腫と同様の治療の選択肢を一日も早く認めて頂きたいと願っています。

この切実な思いを以下の要望にまとめ、政府、薬品会社、医療者の皆さんに届けたいと思います。

できるだけ多くの中皮腫患者の方々にこの要望に加わって頂きますようお願いいたします。同時に、患者家族をはじめ、多くの皆さんにご賛同の署名を頂きますようお願いいたします。

2019年6月7日

中皮腫サポートキャラバン隊
共同代表 栗田英司・右田孝雄

今回の署名運動は、署名用紙の裏側に印刷されている、26歳女性腹膜中皮腫患者の訴えでした。どうか、宜しく願い申し上げます。

韓国全州訪問記

事務局 酒井 恭輔

全州インパクト

「その時期は”全北”だ。」「その週は”全北”が来る予定だ。」と打合せや行事の日程調整の度に渡韓 95 回を誇る中村猛指導員の口から出てくる「全北」。この、多くの労働運動家の心を掴んで話さない全北とはいったい何なのか。今春、韓国渡航時に、全北こと民主労総全羅北道本部を訪問する機会をえた。

全羅北道は朝鮮半島の南端に近い行政区で、道庁を構える全州市がその中心である。全羅北道公式ウェブサイトでは、「交通網は他市道と連結しており、全国どこからでも簡単にアクセスすることができます。また、道内どこへでも 1 時間以内でアクセスできるよう、国道・地方道の交通インフラが整備されており、暮らしやすさはもちろん、事業者にも最適の条件を備えています」と紹介されており、現代重工業をはじめとする重厚長大産業が発展する一方、韓国の穀倉地帯であることもあり、農政にも力を入れている。

道都の全州市には民主労総全羅北道本部（全北本部）が設けられ、この地域の労働運動を牽引している。3 日間の滞在に過ぎないが、その活動と魅力を紹介したい。

テント籠城

籠城では、パイプで組んだしっかりしたテントを道路などに張る。ビニールシート等で壁を作り、その上から横断幕を被せる。中は地面を土間にして中に 50 cm ほどの高さの床を設け、その上にオンドルを敷いて寒冷対策を施しているの、案外くつろぐことができる。広さも立って歩ける高さに 10 人前後が車座になれるスペースがある。籠城という響きから、忍耐であるとか悲壮感を抱えているようなイメージがあったのだが、子どもが寝転がってコンピュータゲームなどをしていたり、お湯を沸かしてお茶を飲んだり、言うなれば山小屋のような雰囲気である。闘争においては支援者や仲間が多いというのが何より重要であるが、辛いばかりでは長続きできないため、長期戦を見込んで堅牢な小屋を築いていると言える。

サムソン電子本社前のテントに飾られた「ゴム靴の花」でも同じことを感じたが、アピールの仕方もつい眼を向けてしまうように工夫をしなくては、市民の邪魔になってしまう。それにテントは誰でも受け入れてくれるような、明るく暖かいものがよい。そういえば、話を聞いている最中に通りすがりの男性が入ってきて、「タバコないかなあ」と一本分けてもらって帰っていった。通りすがりのおじさんとの何気ない会話から、運動のヒントが生まれることもあるかもしれない。

最初の訪問先は、環境職員による市役所



清掃作業員の待遇改善を求める市役所前テント

前籠城テントである。中央政府の意向に従って市内の清掃を民間委託することで非効率が生じている。また、過酷な作業環境におかれて事故に遭うことも多く、環境改善を訴えている。

印象に強く残ったのは、安全衛生に関する話だった。順川という町で肺がん罹患した清掃労働者の労災が認められた話が出たために、「なぜ肺がんになったのか」という問いを出したとき、「清掃労働者が働く仕組みに問題があるから肺がんになったのだ」という回答を得た。問う側としては、どのような発がん性物質にばく露したのかとか、因果関係がどのように認められたのか、という点に興味があったのだが、雇用を含むシステムに問題があるから肺がんが発生した、という見方は非常に新鮮だった。医学や疫学の議論をするのではなく、労働運動家が「こんな働き方をさせられたら病気にもなる！」と声を出すことで、作業環境の改善や労働者の連帯を築いていくことになる。なんとなくそんな気がしていても、

なかなか口に出せない現場の作業員も勇気づけられ、運動についてきてくれるだろう。

「幸せな運動のために」

「幸せな運動のために」とは、チョ・ムニクさんという民主労総全羅北道本部で副本部長をされていた方の遺した散文詩である。

「幸せな運動のために」は、7連からなり、4連までは「運動するということは本当に良いことだ」ではじまる。「運動すること」が社会全体に利益を生み、自らを成長させ、歴史を造っていることや人を信じることの重要性を感じさせるという。5連目は「運動を職業とすることは、いかに幸せなことか」と読み手に投げかけ、運動家たることに誇りを持たせる。

5連目まで読み手を鼓舞してきたが、6連目では「私たちは何ですか」と問いかける。これまで焚きつけられた高揚感は当然読み手に「運動家である！」と即答させることになる。労働運動に係わり、自分は一体どのような立場で、何をやっているのだろうか？こんなことをして何になるのだろうか？と悩む若者を鼓舞し、自信を付けさせてくれるのではないだろうか。

チョ・ムニクさんはわずか43歳で不慮の事故で亡くなっているが、移住労働者の問題にも取り組み、これについても多くの文章を遺している。それらの文章を時間があるときに読むようにしているが、彼が亡くなった歳と変わらない年齢でありがな

ら、普段何も考えずにただ目の前の事案に追われているだけの身の上からすれば、ずいぶんと差を付けられているという気持ちになる。

全北本部の若い活動家は、今の自分たちに何ができるのか考え、一部は「下からの連帯」を立ち上げて活動している。上の指示に従い、引っ張られるばかりではなく、自ら何か新しいことをしようというエネルギーが湧いてくるのは、「運動するということは本当に良いことだ。運動は、社会を変化させるという目標がある。これはまさに公の利益を追求することなのだ。すべての人が良い世界で生きていけるようにすること、これはいかに胸のときめく偉大なことなのか」という哲学に支えられているのだと思う。

疲れた活動家に安息を

とはいえ、韓国の運動家もときには打ちひしがれ、やってられないという気分になることがある。みんなのためだと思って活動していても、誰かに貧乏くじを引かせることもあり、最善を目指していても、まったく逆効果で終わり、非難をされたり、中傷を受けたりするのである。

そんな疲れた活動家のために、全北では帰政寺という山寺が利用されている。一種のテンプルステイであるが、テンプルステイというと、日本では外国人旅行者がステーブ・ジョブズの真似をして禅寺で修行をしたり瞑想をするような仏教体験ビジネスのような印象がある。韓国でも同様



帰政寺外観

で、韓国仏教文化事業団は外国人向けにも受入れ可能である寺院を紹介している。しかし本来は体験型の旅行のための施設ではなく、自分を見つめ直したり、疲れた心を癒やしたりするために寺院が利用されている。

この寺院は建設関係の組合員がボランティアで建造した寺院であり、活動家は数ヶ月費用を掛けずに生活することができる。周囲には、コンビニエンスストアはおろか民家もなく、麓から寺までの狭い一本道があるばかりである。この環境であればじっくりと内省することができるだろう。全北本部の元幹部は、ここで過ごした日々を「人生で最も心安らかで幸せな時間」と言い、死後はこの寺の裏にある松の木の根元に埋葬されている。

今回の訪韓では、全北の活動の中に自分が身を置けばいかに幸せだろうかという心境になることが多かったが、自分たちの活動の場所は日本であり、羨ましがらるばかりではいけない。ヒントは多く持って帰ってきたのだから、時間のあるときにじっくり考えてみよう。

韓国からの ニュース

■減らない「隣のキム・ヨンギョン」昨年も 一日3人が産災で死亡

雇用労働部が2日発表した「2018年産業災害現況」によると、昨年産業災害で亡くなった労働者は971人で、2017年の964人から7人増えた。建設業での死亡者(485人)が半分を占め、製造業(217人)とサービス業(154人)が後に続いた。

事故の類型別では、墜落死亡者が39%(376人)で最も多かった。特に建設業では、60%(290人)が足場の倒壊などで落下して亡くなった。建設業での墜落死亡者は2014年の256人から毎年増える傾向だ。雇用部は対策として、安全性が検証された一体型作業足場の普及のために、今年352億ウォンの予算で支援する計画だ。

仕事に関連した疾病による死亡は、1年前(993人)より178人増えて1171人に達した。事故死亡万人率は2017年は0.52人だったが、昨年は0.51人に減った。これは産業災害保険の対象労働者が1年間に51万3296人増え、分母が大きくなったためだ。

全般的な傾向を見ると、任期中に事故死亡



キムヨンギョン像に触れるキムミスクさん

者数を50%に減らすという文在寅大統領と政府・与党の約束を守るのは容易ではない。2017年の事故死亡労働者964人を2022年までに半分(482人)に減らすには、毎年平均100人ずつ減らさなければならない。

政府は全面改正された産業安全保健法に関する施行令を先月立法予告し、企業が構内請負を使用する時に、雇用労働部長官の事前の承認を受けなければならない危険作業の対象を規定した。しかしキム・ヨンギョンさんが従事していた維持・保守業務や2016年にソウル地下鉄の九宜駅でスクリーンドアの修理作業をしていて亡くなったキム・某さんの作業などが除外された。民主労総は「後退した産安法の下位法令では死亡事故の半減は不可能」と、△産安法施行令の全面改正、△重大災害再発防止対策の樹立などを注文した。2019年5月2日 ハンギョレ新聞 チョン・チョンフィ記者

■「突然手を握った老人に怒ることもできませんでした」

「受給資格がないと言ったら、執拗に食い下がり始めました。『君は私を無視するのか』と言って…そんな時は本当に傷つきます。(50代の福祉プランナーAさん)

「72才の男性が『看護師様』と言いながら手を握ってきたことがあります。止めなさいと言うとその方の機嫌を損ねるかと思って、やさしく話すしかありませんでした。(40代の訪問看護師Bさん)

ソウル市感情労働従事者権利保護センターが最近発刊した「訪ねて行く洞住民センター(チャットン)の訪問労働者の感情労働研究」報告書に登場した事例だ。福祉プランナーと訪問看護師は、住民の過度な要求や暴言・暴力・セクハラといった危険に遭うと訴えた。

福祉を担当する労働者が不当な待遇を受ければ、サービスの質の低下に繋がるだけに、これらを保護する対策が必要だ。昨年11月から2ヶ月続けた調査を、権利保護センター感情労働事業チームが総括し、又松大の社会福祉学教授など4人が参加した。研究陣は、福祉プランナー8人、訪問看護師10人、市民3人を深層面接方式で調査した。センター所長は「深層面接調査で訪問労働者の深みのある話を立体的に聴いた」と説明した。

訪問労働者が共通して打ち明ける困難は、△住民の過度な要求による感情労働、△住民の暴言・暴力、△ジェンダー基盤の暴力、△孤独死と自殺事件の経験だ。訪問労働者が感情労働と物理的暴力に遭う理由は、私的な空間でサービスが行われることに原因がある。家庭を訪問してサービスをしながら安全を守るには、装置が足りないためだ。研究陣が会った訪問労働者は「訪問安全マニュアルでは、二人同行訪問を奨励しているが、人員不足で、同行訪問の原則が守られないケースがほとんどだ」と証言した。

訪問労働者は危機的状況には112と119を呼び出せるスマートウォッチを持っている。しかし訪問労働者も住民センターの事業担当者も、スマートウォッチの実効性を疑っている。事業担当者のCさんは「(事故は)突然、起きて、対応は難しい」と話した。

訪問労働者の多くは女性だ。去年は福祉プランナー2768人中71.6%(1982人)、訪問看護師464人中98.9%(459人)が女性で住民・請願人のセクハラに遭う危険が一層高い。

訪問労働者は感情労働を甘受すべきだという考えがある。研究陣はその理由を「福祉対象者の気持ちにどこまで合わせなければならないかの基準がなく、次にまた会う人なので、どう問題を提起すべきか、という感情が複合

的に作用する」と分析した。

チーム長は「数値で把握されないだけに、訪問労働者の感情労働は深刻な状態」とし、「福祉サービスを提供する公務員を『公僕』と見る認識のせいで、感情労働に耐える場合が多い」と説明した。「マニュアルを、状況別に具体的に作って、訪問労働者を対象に教育しなければならない」。2019年5月14日毎日労働ニュース カン・イエスル記者

■重大災害で作業中止を命じられた事業場、再開には労働者過半数の意見を聴く

雇用労働部は19日「重大災害発生に伴う作業中止の範囲・解除手続きと審議委員会運営基準」を作り、全国の地方雇用労働官署に伝達した。この指針は来年1月から施行される改正産業安全保健法(キム・ヨンギョン法)に合わせて変更されたものだ。

指針によれば、重大災害が発生した事業場の事業主は、作業中止対象の有害・危険要因について安全・保健改善の措置を執り、当該作業を行う労働者の過半数の意見を聴いて、作業中止の解除を申請する。その後、勤労監督官が現場を訪問して改善の有無を確認し、申請日から4日以内に「作業中止解除審議委員会」を開催して解除の可否を決める。

また、指針は重大災害が発生した事業場で事故が再び発生する「緊急な危険」がある場合、「該当の作業」や「重大災害が発生した作業と同種の作業」に、作業中止命令を出すようにした。事業場全体に対しての作業中止は「土砂・構築物崩壊、火災・爆発など、災害が発生した場所の周辺に産業災害が拡散」するなど、二次的な事故が発生する憂慮が高い場合だけにした。

民主労総のチェ・ミョンソン労働安全保健室長は「現行の『作業中止の運営と解除基準』

は、『重大災害が発生すれば、全面作業中止を原則とする』と規定されているのに、改正法では作業中止命令の範囲が縮小された」と指摘した。2019年5月19日 京郷新聞 チョン・テヨン記者

■政府「半導体労働者白血病死亡危険 2.8 倍」と公式確認

国内の半導体工場チップを扱う女性労働者が白血病に罹る危険が、労働者全体より 1.59 倍高く、亡くなる危険性は 2.8 倍も高いという、国家機関次元で初めての研究調査結果が出た。同じ血液がんの非ホジキンリンパ腫では、死亡の危険が最大で 3.68 倍も高かった。半導体労働者の健康と人権守る会(パノリム)等が 10 年を超えて主張してきたことが、やっと事実と確認された。

安全保健公団のキム・ウンア職業健康研究室長は 22 日、「半導体製造工程勤労者に対する健康実態疫学調査」の結果を発表した。研究陣が 2009 年から 10 年間の疫学調査を行った結果、半導体会社で働く女性労働者が白血病に罹る危険性が 1.55 倍高いことが分かった。この内、工場のクリーンルームで半導体チップを直接扱う 20 ~ 24 才の女性オペレーターの危険比は 2.74 倍であった。研究陣はサムソン電子・SK ハイニックスなど、半導体会社 6 ヶ所で働いた前職・現職の労働者 20 万 1057 人を追跡調査した。

女性オペレーターが白血病で亡くなる危険性は、他の労働者の 2.81 倍に達した。非ホジキンリンパ腫の場合、半導体工場の女性オペレーターの発生危険比が 2.19 倍に達し、半導体会社の女性労働者全体がこの病気で死亡する危険性は 3.68 倍にもなった。一般国民と比較して 2.52 倍高かった。

研究陣は「甲状腺がん、胃がん、乳がん、

脳と中枢神経系がん、腎臓がんなどの危険比が増加した」としながら、甲状腺がんと女性の胃がんと乳がんは、職場の総合健康診断の充実などで、半導体会社の労働者の発病の事実が多く判るようになった可能性などを挙げ、「追跡観察が必要」という意見を出した。

今回の研究結果によって、半導体事業場で働いて各種の血液がんに罹った労働者が、産業災害の承認を受けるのが容易になると予想される。雇用労働部が昨年、白血病・悪性リンパ腫など 8 種の疾患の場合に、産災承認の過程を簡素化する、いわゆる「推定の原則」を導入して広がった半導体労働者の産災承認の門が、更に広がったわけだ。

パノリムはこの日論評を出し、大企業の半導体工場働く構内下請け労働者が今回の調査から抜け落ちた点、半導体工場の作業環境と化学物質に対する調査が正しく行われておらず、各種がんなど、疾病の原因を見付けることができない点などを挙げた。パノリムは「胃がんや乳がん、甲状腺がんは、単に健康診断の機会が増えて増加したのではなく、夜間交代勤務や(工場での)放射線ばく露の影響ではないかについて検討しなければならない」と主張した。

ファン・サンギ・パノリム代表は〈ハンギョレ〉との通話で「2007 年にうちのユミが産業災害を申請をした時、サムソンは『個人の病気』と言い逃れ、政府もこれをオウムのように真似て、最後まで言い逃れした」とし、「今、私たちが 10 年前にした話が、100% 正しかったということが立証された」と話した。2019年5月22日 ハンギョレ新聞 チョン・チョンフィ記者

(翻訳：中村 猛)

5月の新聞記事から

5/8 富山県高岡市内の工場で働いていた男性が中皮腫で死亡したとして、長男が国に損害賠償を求めた裁判で和解が成立。国は原告に対し1430万円を支払う。富山地裁で和解が成立したのは、高岡市のホクセアルミニウムで働き死亡した男性の長男が起こした裁判で、男性は1965年からおよそ7年、アスベストの吹き付け作業が行われていた工場勤務し2003年に72歳で中皮腫で死亡した。

5/13 東京都内の建築設計事務所「プランテック総合計画事務所」で専門業務型の裁量労働制を適用されていた女性(20代)が、長時間労働が原因で適応障害を発症したとして、中央労働基準監督署が3月18日付で労災認定していた。女性と「裁量労働制ユニオン」が公表した。2015年4月に新卒採用され、専門業務型裁量労働制の適用対象となり、みなし労働時間は「1日8時間」とされていたが、入社3カ月目には残業時間は月100時間をこえた。発症日は2018年4月20日。発症1カ月前の残業時間は173時間15分だった。女性は2018年6月にユニオンに加入し、未払い残業代や長時間労働の改善を求めて会社と団体交渉をおこない、2019年4月に和解した。

5/15 大阪市のフランス料理店で働いていた男性調理師(33)が急性心筋炎で亡くなったのは、過重労働が原因として、妻が労災認定を求めた訴訟の判決で、大阪地裁は遺族補償年金などの不支給処分を取り消した。男性は発症前1年間、平均1カ月あたり約250時間の時間外労働をしており、判決は「免疫力に著しい異常が生じていた」と発症と業務との因果関係を認めた。男性は2009年6月から正社員として勤務。12年11月、「急性(劇症型)心筋炎」を発症して入院。翌年9月に退院したが、14年1月に心不全で再入院し、6月に急性心筋炎を原因とする脳出血のため亡くなった。

5/19 長野県飯田市の私立保育園で昨年12月、園児や職員の在園中にアスベストの飛散が疑われる改修工事が行われ、事前の調査や届け出を怠ったとして、工事に関わった2社と園を大気汚染防止法に基づき県が行政指導していた。長野県南信州地域振興局などによると、昨年12月20、21の両日、飯田市の保育園舎2階の一部で、改修工事に当たった作業員3人が石綿の飛散防止対策をせずに天井板をはがし、石綿を周囲に飛散させた疑いがある。当時、園内に園児約120人と職員約30人がいた。園舎は天井裏の鉄骨に「アモサイト」が吹き付けられていた。

5/24 2017年5月に奈良県庁に勤務していた西田幹さん(35)が自殺したのは過重労働が原因として、遺族が地方公務員災害補償基金県支部に請求していた公務災害が認定された。西田さんは時間外勤務が月117時間に及ぶなど過重な労働でうつ病を発症し、その後の対応が不十分で、自殺に至ったと判断された。認定は今月17日付。西田さんは14年4月から県教委教職員課で勤務し、15年3月の時間外勤務は117時間に達し、翌月ごろにうつ病を発症した。

5/24 ドイツのタイヤ製造大手コンチネンタルの日本法人で日本の裁量労働制に当たる制度で働いた40代社員が、適応障害で退職したのは派遣先のドイツ

本社での長時間残業が原因として、品川労働基準監督署が労災認定していた。認定は3月5日付。社員は2015年2月に入社。16年6月からドイツ本社に派遣され、裁量労働制適用の管理職として営業を担当し、17年2月以降、取引先とのトラブル対応に追われ、同年7月ごろに発症。労基署は、残業が発症4カ月前から3カ月前にかけ倍増し、最大月100時間超だったことが原因と認定した。社員側は、国籍差別を含むパワハラを受けたとも主張している。

5/28 連合は20代男性の21.1%が就職活動中にセクハラを受けたことがあるとの調査結果を発表した。調査は今月8-9日、ハラスメントの実態を把握するため、20～50代の男女計千人を対象にインターネットで実施。このうち、就職活動を経験した人に就活セクハラについて質問すると、10.5%が「受けたことがある」と答えた。女性は20代が12.5%、30代が15.5%で、男性は20代が21.1%、30代が10.7%。

5/29 職場のハラスメント対策の強化を柱とした女性活躍・ハラスメント規制法が、参院本会議で賛成多数により可決、成立した。パワハラやセクハラ、妊娠出産を巡るマタハラに関し「行ってはならない」と明記。パワハラの内容を設け、事業主に相談体制の整備など防止対策を取るよう初めて法律で義務付けた。罰則を伴う禁止規定はなく、実効性を確保できるかどうか課題だ。

国際労働機関(ILO)のライダー事務局長は、ジュネーブで記者会見し、ILOが制定を目指す職場でのセクハラ禁止を明記した条約案について6月のILO総会で「採択できると確信している」と述べた。6月10～21日に開かれる総会には日米など加盟187カ国の代表が参加し、ハラスメント対策として初の国際基準となる条約案を討議する。

大阪・ミナミのホストクラブで平成24年、ホストの男性が急性アルコール中毒で死亡したのは接客業務が原因だとして、両親が労災保険法に基づく遺族補償給付などを求めた訴訟の判決が大阪地裁であった。裁判長は不支給決定処分を取り消した。男性は田中裕也さん(21)。24年8月1日、勤務先のホストクラブ店内で飲酒を強要され嘔吐した後、暴行されさらに酒を飲まされ、急性アルコール中毒で死亡した。判決理由で、接客中の飲酒は「ホスト業務の一環と認められる」とし、急性アルコール中毒は「ホスト業務に伴う危険が現実化した」と判断した。また両親は経営会社らを相手取り、損害賠償を求めて提訴。大阪地裁は今年2月、経営会社の使用責任を認め、会社側に約7300万円の支払いを命じた。

中国地方の総合病院に勤めていた50歳代の産婦人科医の男性が自殺したのは過労でうつ病になったのが原因と、遺族が労災の遺族補償不支給決定を取り消すよう求めた訴訟の判決が広島地裁であった。裁判長は、長時間労働とうつ病の因果関係を認め、処分の取り消しを命じた。男性は2009年にうつ病を発症し、2か月後に自殺した。判決で、産婦人科の常勤医が2人で、男性はうつ病発症前の半年間、厚生労働省が過労死の労災認定基準とする月80時間以上の時間外労働を約2か月続けたと認定した。

2019年夏期カンパのお願い

いつも当関西労働者安全センターの活動に対し、多大なるご支援、ご協力をいただき、心からお礼申し上げます。

労働者を取りまく労働条件、労働環境などの状況は、安倍内閣の下、ますます厳しくなりつつあります。「岩盤規制に穴を空ける」と称して、首相官邸主導で行われた「働き方改革」関連法案は、これまで先人が築き上げてきた労働者の権利を切り崩そうとしています。

労働安全衛生対策についても、初めて長時間労働に明確な数字を設けた規制ができたとは言っても、周知の通り、過労死ラインでの規制であったり、高度プロフェッショナル制度のように抜け穴が設けられたりしています。

しかしながら、日々の運動により、改善されていることも多くあります。

アスベスト健康被害への取り組みは、泉南型被害者へは国からの賠償がおこなわれ、建設労働者の健康被害についても、裁判で国とメーカーの責任が次々に認められ、最高裁の判断に期待が高まっています。

また初めてハラスメント対策を事業主に義務づけた法律が作られ、ILOでもこの6月、職場の暴力とハラスメントを禁止する条約が採択されました。

私たちは、労働組合、医師、法律家などの専門家の支援と協力の下に活動を続けていますが、何よりもみなさんひとりひとりの連携が重要だと認識しております。そしてみなさんからのカンパが、今後の当センターの活動の原動力となっていくことは間違いありません。

冒頭でも述べましたとおり、日頃絶えずご支援をいただきながらこのようなお願いをするに至っては誠に申し訳ないのですが、何とぞご協力のほどお願いいたします。

2019年7月

関西労働者安全センター

議長 浦 功

事務局長 田島 陽子

郵便振替口座 00960-7-315742

近畿労働金庫 梅田支店 普通 1340284

腰痛予防に腰部保護ベルト-宇土博医師(広島労働安全衛生センター顧問)監修 ミドリ安全(株)製

らくようたい インナー&アウタータイプ

Super (スーパーリリーフ) **NEW!**
Relief インナータイプ



腹圧効果、骨盤補強効果で腰への負担を軽減。高い運動性と快適性。スーパーリリーフは、かさばらない肌着感覚のインナータイプで制菌効果・遠赤効果のある素材使用。

種類	型	色	サイズ	S	M	L	LL	LLL	
らくようたい	男	DR-1G	黒/白	ウエスト	72-80	80-88	88-96	96-104	104-112
	女	DR-1L	黒/白	ウエスト	56-64	64-72	72-80	80-88	-
Super Relief	兼用	Super Relief	グレー・ブルー (ツートン)	ウエスト	56-65	65-85	85-100	100-110	-
				骨盤回り	64-72	70-88	85-102	100-112	-

(頒価) 5,700円(送料別) ■種類、性別、色、サイズをご指定の上、ご注文ください。
■パンフレットあります。関西労働者安全センター-TEL.06-6943-1527 FAX.06-6942-0278迄

「関西労災職業病」定期購読のお願い

「関西労災職業病」は毎月1回の発行で頒価は下記の通りです。定期購読のお申込み・ご入金には郵便振替をご利用ください。労金口座をご利用の場合は、住所・氏名を別途電話、はがき等でお知らせください。

- 郵便振替口座 00960-7-315742 関西労働者安全センター
- 近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284 関西労働者安全センター

1部		200円
年間定期購読料(送料込み)	1部	3,000円
"	2部	4,800円
"	3部以上は、1部につき	2,400円増
会員購読料	安全センター会員(会費月1口1,000円以上)には	1部無料配布。2部以上は1部150円増

Culture & Communication

— 封筒・伝票からパッケージ・美術印刷 —



株式会社

国際印刷出版研究所

〒551-0002 大阪市大正区三軒家東3丁目11番34号
TEL.06 (6551) 6854 FAX.06 (6551) 1259